



国保の届け出は 14日以内に行いましょう

国保の加入・変更・脱退は14日以内に届け出が必要で、国保への加入の届け出が遅れると、保険料をさかのぼって納めていただくこととなります。また、脱退の届出をされるまで、勤務先の保険料と二重に納めていただくことになるなど負担も大きくなります。さらにこの間に資格のない保険証を誤って提示し、医療機関で受診されると、医療費を返還しなければならなくなる場合もあり、トラブルの原因となります。国保の届け出は14日以内に忘れずに行いましょう。

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当
☎0571-6571



	こんなとき	手続きに必要なもの
国保の被保険者になるとき	他の市区町村から転入してきたとき	転出証明書または住基カード・印鑑
	職場の健康保険の被保険者でなくなったとき	退職（職場の健康保険の資格を喪失）したことがわかる証明書など・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者からはずれたことがわかる証明書など・印鑑
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳・印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書・印鑑
国保の被保険者でなくなる時	他の市区町村へ転出するとき	被保険者証・印鑑
	職場の健康保険の被保険者になったとき	職場の健康保険の被保険者証・国保の被保険者証・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書・被保険者証・印鑑
	死亡したとき	死亡を証明するもの・被保険者証・印鑑
その他	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	被保険者証・印鑑
	修学のため、子どもが他の市区町村に居住するとき	被保険者証・在学証明書・印鑑
	被保険者証をなくしてしまったとき	身分を証明するもの（免許証など）・印鑑

ごみ収集指定袋が変わります

現在使用されている中部清掃組合指定の燃えるごみ袋の形が変更になります。

新しいごみ袋は、レジ袋のように取っ手がつき、結びやすくなります。また、材質の厚みも少し厚くなり、破れにくくなりました。現在使用している袋の在庫がなくなり次第、順次小売店で販売されますので、お買い求めください。

現行のごみ袋も、引き続き使用していただけます。

また、4月1日以降、現行のごみ袋の販売価格が、消費税率の引き上げにより、値上げになります。

新しい燃えるごみ袋についても円安・原材料費高騰のため、現行のものより価格が引き上げられます。ご理解いただきますとともに、ごみの分別・減量についてもご協力をお願いします。

現行の指定ごみ袋販売価格

燃えるごみ（大） 変更前 190円 → 変更後 **195円**
 燃えるごみ（小） 変更前 130円 → 変更後 **133円**
 燃えないごみ 変更前 130円 → 変更後 **133円**

新しい指定ごみ袋販売価格

燃えるごみ（大） 227円 燃えるごみ（小） 147円
 燃えないごみ 147円

◆問い合わせ先

住民課 生活環境交通担当 ☎0578

消費税率の引き上げに伴い し尿くみ取り手数料が 引き上げられます

4月1日から消費税率が引き上げられます。これに伴い4月1日収集分から「し尿くみ取り手数料」が引き上げられます。

皆様のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

し尿くみ取り料金

変更前 18リットルあたり 230円
 変更後 **18リットルあたり 236円**

なお、し尿収集の予約は、5日前（土日祝日は除く）までにお申し込みください。

◆問い合わせ・申し込み先

クリーンぬのびき広域事業協同組合
 ☎0107
 住民課 生活環境交通担当
 ☎0578（問い合わせのみ）